

日高町地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、<u>委員15名以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、日高町長が委嘱する。</p> <p>（1）町長の指名する者</p> <p>（2）国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局長の指名する者</p> <p>（3）北海道日高振興局長の指名する者</p> <p>（4）一般旅客自動車運送事業者</p> <p>（5）地域住民又は利用者の代表</p> <p>（6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者</p> <p>（7）学識経験者</p> <p>（8）過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規約は、平成21年2月26日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成27年1月26日から施行する。</p> <p>（委員の任期の特例措置）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、<u>委員20名以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、日高町長が委嘱する。</p> <p>（1）町長の指名する者</p> <p>（2）国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局長の指名する者</p> <p>（3）北海道日高振興局長の指名する者</p> <p>（4）一般旅客自動車運送事業者</p> <p>（5）地域住民又は利用者の代表</p> <p>（6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者</p> <p>（7）学識経験者</p> <p>（8）過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</p> <p><u>（9）関係する道路管理者の代表</u></p> <p><u>（10）関係する公安委員会又は警察関係者の代表</u></p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規約は、平成21年2月26日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成27年1月26日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>（委員の任期の特例措置）</p> <p>2 （略）</p>